

付録7 平成17年基準消費者物価指数の中間年における見直し

1 見直し内容

(1) 品目の追加及び整理統合

(追加品目の選定基準)

普及が著しく、家計消費支出上の一定のウエイトを占めるに至っている品目
(「一定のウエイト」とは、1万分の1(通常の基準改定と同じ基準)をいう。)

中分類指数の精度の向上及び代表性の確保に資する品目

円滑な価格収集が可能で、かつ、価格変化を的確に把握できる品目

(整理統合品目の選定基準)

代表性が急速に失われている品目

(追加品目)

- ・ビール風アルコール飲料
- ・電気洗濯機(洗濯乾燥機)
- ・家庭用ゲーム機(携帯型)

(整理統合品目)

- ・テレビ(ブラウン管)
- ・オーディオ記録媒体

(2) 品目内容の見直し

近年のOABJ - I P電話の普及に伴い、I P電話の契約数が顕著な増加傾向にある一方で加入電話は減少傾向で推移している。そのため、現行品目「固定電話通信料」は、従来の加入電話とI P電話とを合成した指数とする。

「OABJ」(ゼロエービージェー)とは、固定電話の電話番号の枠組みを示す言葉である。固定電話の番号は正確には「OABCDE-FGHJ」と表すが、これを省略して「OABJ」と呼ぶ。I P電話では主に光ファイバー回線を使用しているものに割り当てられており、この電話を「OABJ-I P電話」と称する。例えば、N T T東日本/西日本の「ひかり電話」などのサービスでは「OABJ」番号が割り当てられている。

2 公表

中間年見直し(品目の追加及び整理統合、品目内容の見直し)に基づいた結果の公表は、東京都部平成20年1月中旬速報値(平成20年1月25日公表)からとする。

3 品目の追加方法

品目の追加により上位類指数に断層が生じることを避けるため、以下の手順で品目の追加に伴う処理を行う。

(1) 追加品目のウエイト配分

追加品目の上位類ウエイトは固定し、追加品目を含む類内の品目ウエイトを再配分する。

ア)「ビール風アルコール飲料」については、現行の「酒類」の全品目からウエイトを分割する。

類・品目（現行）	ウエイト（現行）	類・品目（追加後）	注)ウエイト（追加後）
酒類	136	酒類	136
清酒	24	清酒	23
焼酎	21	焼酎	21
ビール	53	ビール	51
発泡酒	20	発泡酒	19
ウイスキー	4	ウイスキー	4
ぶどう酒	2	ぶどう酒	2
ぶどう酒（輸入品）	6	ぶどう酒（輸入品）	6
チューハイ	5	チューハイ	3
		ビール風アルコール飲料	7

イ)「電気洗濯機（洗濯乾燥機）」については、現行の「電気洗濯機」からウエイトを分割する。

また、「電気洗濯機」は品目名を「電気洗濯機（全自動洗濯機）」に変更する。

類・品目（現行）	ウエイト（現行）	類・品目（追加後）	注)ウエイト（追加後）
家事用耐久財	57	家事用耐久財	57
電気洗濯機 ¹	11	電気洗濯機（全自動洗濯機）	4
		電気洗濯機（洗濯乾燥機）	7

ウ)「家庭用ゲーム機（携帯型）」については、現行の「テレビゲーム」からウエイトを分割する。

また、「テレビゲーム」は品目名を「家庭用ゲーム機（据置型）」に変更する。

類・品目（現行）	ウエイト（現行）	類・品目（追加後）	注)ウエイト（追加後）
がん具	26	がん具	26
テレビゲーム ²	9	家庭用ゲーム機（据置型）	4
		家庭用ゲーム機（携帯型）	4

(2) 基準時価格の算出

ア) 平成19年12月指数の算出

平成19年12月において、上位類指数を固定した追加品目の指数を算出する。

注) 実際のウエイト配分には、1万分比ではなく実数ウエイトを用いた。このため、1万分比で表示した場合、見直しの前後で対応する品目・類内のウエイトは必ずしも一致しない。

¹ 現行の電気洗濯機は、電気洗濯機（全自動洗濯機）

² 現行のテレビゲームは、家庭用ゲーム機（据置型）

$$\text{ビール風アルコール飲料指数} = \frac{\text{酒類指数} \times \text{酒類ウエイト} - (\text{他の品目}^3\text{指数} \times \text{他の品目}^3\text{ウエイト})}{\text{ビール風アルコール飲料のウエイト}}$$

電気洗濯機（洗濯乾燥機）指数

$$= \frac{\text{家事用耐久財指数} \times \text{家事用耐久財ウエイト} - (\text{他の品目}^4\text{指数} \times \text{他の品目}^4\text{ウエイト})}{\text{電気洗濯機（洗濯乾燥機）のウエイト}}$$

家庭用ゲーム機（携帯型）指数

$$= \frac{\text{がん具指数} \times \text{がん具ウエイト} - (\text{他の品目}^5\text{指数} \times \text{他の品目}^5\text{ウエイト})}{\text{家庭用ゲーム機（携帯型）のウエイト}}$$

イ) 基準時価格の算出

追加品目の平成19年12月の平均価格とア)で求めた指数を用いて、基準時価格を算出する。

$$\begin{array}{l} \text{ビール風アルコール飲料} \\ \text{の基準時価格} \end{array} = \frac{\text{ビール風アルコール飲料の12月価格}}{\text{ビール風アルコール飲料の12月指数}}$$

$$\begin{array}{l} \text{電気洗濯機（洗濯乾燥機）} \\ \text{の基準時価格} \end{array} = \frac{\text{電気洗濯機（洗濯乾燥機）の12月価格}}{\text{電気洗濯機（洗濯乾燥機）の12月指数}}$$

$$\begin{array}{l} \text{家庭用ゲーム機（携帯型）} \\ \text{の基準時価格} \end{array} = \frac{\text{家庭用ゲーム機（携帯型）の12月価格}}{\text{家庭用ゲーム機（携帯型）の12月指数}}$$

(1)及び(2)の結果を用いて、平成20年1月より追加品目の指数計算を開始する。

4 品目の整理統合方法

品目の整理統合により上位類指数に断層が生じることを避けるため、以下の手順で品目の整理統合に伴う処理を行う。

(1) 整理統合品目のウエイト配分

整理統合品目の上位類ウエイトは固定し、平成20年1月より、整理統合品目を含む類内の品目ウエイトを再配分する。

³ 他の品目：清酒、焼酎、ビール、発泡酒、ウイスキー、ぶどう酒、ぶどう酒（輸入品）、チューハイ

⁴ 他の品目：電子レンジ、電気炊飯器、電気ポット、ガステーブル、電気冷蔵庫、電気掃除機、電気洗濯機（全自動洗濯機）、電気アイロン

⁵ 他の品目：家庭用ゲーム機（据置型）、人形、がん具自動車、組立がん具

ア) 「テレビ(ブラウン管)」のウエイトについては、「テレビ(薄型)」に配分する。

類・品目(現行)	ウエイト(現行)	類・品目(整理統合後)	注)ウエイト(整理統合後)
教養娯楽用耐久財	118	教養娯楽用耐久財	118
テレビ(ブラウン管)	6	テレビ(薄型)	37
テレビ(薄型)	32		

イ) 「オーディオ記録媒体」のウエイトについては、「録画用DVD」に配分する。

類・品目(現行)	ウエイト(現行)	類・品目(整理統合後)	注)ウエイト(整理統合後)
他の娯楽用品	97	他の娯楽用品	97
オーディオ記録媒体	1	録画用DVD	6
録画用DVD	4		

(2) 上位類指数のリンク係数作成

平成19年12月指数を用いて、リンク係数を作成する。

$$\text{教養娯楽用耐久財リンク係数} = \frac{\text{19年12月上位類指数(公表値)}}{\text{テレビ(ブラウン管)を除いて算出した19年12月上位類指数}}$$

$$\text{他の娯楽用品リンク係数} = \frac{\text{19年12月上位類指数(公表値)}}{\text{オーディオ記録媒体を除いて算出した19年12月上位類指数}}$$

このリンク係数を平成20年1月以降、当該上位類指数に乗じていく。各リンク係数は以下のとおりである。

ア) 基本分類及び財・サービス分類(全国・東京都区部)

	類	類符号	含類 総連番	全国	東京都区部
基本 分類	教養娯楽用耐久財	0123	581	1.0276179	1.0211017
	他の娯楽用品	0133	621	1.0012670	1.0016773
財・ サー ビス	他の工業製品(大企業性製品)	0216	770	1.0019875	1.0019011
	耐久消費財	0237	792	1.0040925	1.0044016
	半耐久消費財	0238	793	1.0001480	1.0001911

注) 実際のウエイト配分には、1万分比ではなく実数ウエイトを用いた。このため、1万分比で表示した場合、見直しの前後で対応する品目・類内のウエイトは必ずしも一致しない。

1) 基本分類 (都市階級・地方・大都市圏・都道府県庁所在市別)

教養娯楽用耐久財

全国		1.0276179
都市階級	全 都 市	1.0272659
	人 口 5 万 以 上 の 市	1.0272149
	大 都 市	1.0222837
	中 都 市	1.0280165
	小 都 市 A	1.0314032
	小 都 市 B	1.0281983
	町	1.0290209
	村	1.0290209
地方	北 海 道	1.0403927
	東 北	1.0285981
	関 東	1.0253968
	北 陸	1.0361875
	東 海	1.0296474
	近 畿	1.0267538
	中 国	1.0242451
	四 国	1.0282562
	九 州	1.0293399
	沖 縄	1.0176261
大都市圏	関 東	1.0269445
	中 京	1.0347179
	京 阪 神	1.0242511
	北 九 州 ・ 福 岡	1.0317084
都道府県庁所在市	札 幌 市	1.0421290
	青 森 市	1.0217169
	盛 岡 市	1.0279058
	仙 台 市	1.0374231
	秋 田 市	1.0060391
	山 形 市	1.0420184
	福 島 市	1.0174080
	水 戸 市	1.0028544
	宇 都 宮 市	1.0167278
	前 橋 市	1.0152588
	さ い た ま 市	1.0255444
	千 葉 市	1.0126431
	東 京 都 区 部	1.0211017

都道府県庁所在市	横 浜 市	1.0216789
	新 潟 市	1.0281201
	富 山 市	1.0433110
	金 沢 市	1.0402597
	福 井 市	1.0136549
	甲 府 市	1.0060743
	長 野 市	1.0185655
	岐 阜 市	1.0185947
	静 岡 市	1.0206184
	名 古 屋 市	1.0243909
	津 市	1.0223282
	大 津 市	1.0040729
	京 都 市	1.0267042
	大 阪 市	1.0085451
	神 戸 市	1.0117219
	奈 良 市	1.0044622
	和 歌 山 市	1.0238339
	鳥 取 市	1.0262344
	松 江 市	1.0320401
	岡 山 市	0.9972413
	広 島 市	1.0084627
	山 口 市	1.0469477
	徳 島 市	1.0227936
	高 松 市	1.0307726
	松 山 市	1.0359344
	高 知 市	1.0367939
	福 岡 市	1.0289838
	佐 賀 市	1.0223590
	長 崎 市	1.0583016
	熊 本 市	1.0385483
	大 分 市	1.0157665
	宮 崎 市	1.0173620
鹿 児 島 市	1.0219491	
那 覇 市	1.0162671	
川 崎 市	1.0167652	
北 九 州 市	1.0466706	

ウ) 世帯属性別・品目特性別 (全国)

全 国		教養娯楽用耐久財	他の娯楽用品	品目特性別		
				基礎的支出項目	年間購入頻度階級 0.5回未満	
世帯属性別	全世帯	1.0276179	1.0012670	1.0003326	1.0012150	
	勤労者世帯	年間収入5分位階級【平均】	1.0217598	1.0016666	1.0002959	...
		年間収入5分位階級【第1階級】	1.0244322	1.0015445	1.0002136	...
		年間収入5分位階級【第2階級】	1.0304526	1.0017322	1.0003516	...
		年間収入5分位階級【第3階級】	1.0153449	1.0018003	1.0001967	...
		年間収入5分位階級【第4階級】	1.0187388	1.0014809	1.0002743	...
	年間収入5分位階級【第5階級】	1.0231697	1.0017203	1.0004108	...	
	標準世帯	1.0098414	1.0024476	
総世帯	1.0274779	1.0012663		

5 「固定電話通信料」指数の作成方法

0ABJ - I P 電話通話料の算入により「固定電話通信料」指数に断層が生じることを避けるため、以下の手順で品目の追加を行う。

(1) 平成19年12月の0ABJ - I P 電話通信料の指数

平成19年12月における現行の固定電話通信料の指数を、同月の0ABJ - I P 電話通信料の仮指数とする。

(2) 0ABJ - I P 電話通信料の算出

基本料金と通話料金を合算したものを0ABJ - I P 電話通信料とする。

基本料金（基本使用料と機器利用料等）については、集合住宅と戸建の別で算出し、契約者数により加重平均する。通話料金については、所定の通話時間を固定電話への通話として、基準年の1か月当たりの平均通話料金に価格比を乗じて算出する。

(3) 合成指数の算出

平成20年1月以降、従来の固定電話通信料の指数と0ABJ - I P 電話通信料の指数を前年6月末の契約者数の割合で合成して、新しい固定電話通信料指数を作成する。